

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に関するQ&A vol.2

(令和7年7月18日)

問1 生産性向上のための外部専門家が法人全体(ヘルパーも含む)への研修を開催したとき、その費用の一部(派遣費用等)は対象としてもよいか。生産性向上の為のスキルアップ(ICT活用研修:直接処遇以外の部分の改善)は、対象となるか。

(答) 本補助金は、訪問介護事業所のみを対象としているため、法人全体で開催する研修の講師派遣費は、原則対象外となります。ただし、訪問介護事業所分の経費として明確に分けることができるのであれば、自治体の判断にて対象としてもよいと国から回答をいただいておりますので、申請いただいた場合は個別に判断させていただきます。

また、研修内容については、国から「補助の対象とする研修の種類や対象経費は可能な限り広く解釈する」と連絡を受けていますので、ICTの活用研修を受講することでヘルパーが仕事をしやすくなり定着促進につながるのであれば、対象に含めて問題ございません。

問2 求人募集のチラシ作成や新聞折り込みをヘルパーだけでなく、法人全体として募集(職種毎に表記・ヘルパーとしても記載)することは可能か。

(答) 本補助金は、訪問介護事業所のみを対象としているため、原則法人全体の広告は対象外となります。ただし、訪問介護事業所分の経費として明確に分けることができるのであれば、自治体の判断にて対象としてもよいと国から回答をいただいておりますので、申請いただいた場合は個別に判断させていただきます。

例えば、求人募集チラシのうち1/2は訪問介護事業所に関する広報に充てる等であれば、訪問介護事業所分の経費と対象外サービスの経費とが区別できるため、按分の上対象としてもよいものと思料します。

問3 助金対象事業は交付決定後に開始したものとなると思われませんが、交付決定は交付申請からおおよそどの位の期間となる予定でしょうか。

(答) 申請時の審査状況にもよりますが、不備等がなければ1~2週間程で交付決定を行う予定です。

問4 (ア)研修体制の構築の支援 ② 対象となる経費について、研修企画実施に係る講師謝礼、講師交通費、会場使用料金、消耗品費は対象となるか。また、従業員の研修受講に係る、受講料、会場までの旅費交通費、賃金、テキスト代金は対象となるか。

(答) 研修の実施に要する費用、研修受講に際して発生する賃金も対象となります。

問5 補助金申請後に、従業員に受講してもらいたい新たな研修が開催され、出席した場合の経費は補助金の対象になるのでしょうか。または、申請時と異なる研修を受講した場合の経費に変更しても良いか。

(答) 交付決定額を超えた経費は対象となりませんが、補助額の中であれば軽微な変更は可能です。ただし事業の内容を著しく変更する場合は変更承認申請書が必要となるため、内容が変更となる場合は事前に、ご相談ください。

問6 補助単価は補助上限額となっていますが、弊社の賃金単価による申請額としなければならないのか。

(答) ご認識の通りです。

問7 同行してもらおう経験年数が短いホームヘルパーの賃金は対象になるか。

(答) 同行支援を行うことによる“かかり増し経費”が対象であるため、同行支援を受ける側は対象外です。

問8(ア)経営改善の支援について、臨時職を雇用の場合に、交付決定後に新規に雇用した臨時職が対象となるのか。また、雇用人数や賃金は何か月分などの条件はあるか。

(答) ご認識の通りです。人数等に制限はありませんが、上限額は1事業所あたり40万円となります。

問9 臨時職を雇用の場合に、賃金以外の旅費交通費、社会保険料、福利厚生費、各種手当などは対象になるか。

(答) 旅費交通費、社会保険料、各種手当は対象となります。福利厚生費については、職員的生活安定・福祉向上に資するものであれば対象となります。

問 10 県内にある2つの事業所に関するページを作成したいと思っている。全体で60万かかるとしたら、それぞれで見積をとる必要があるか。それとも、見積は1つで、2事業所で按分してもよいか。

(答) あわせてで構いません。